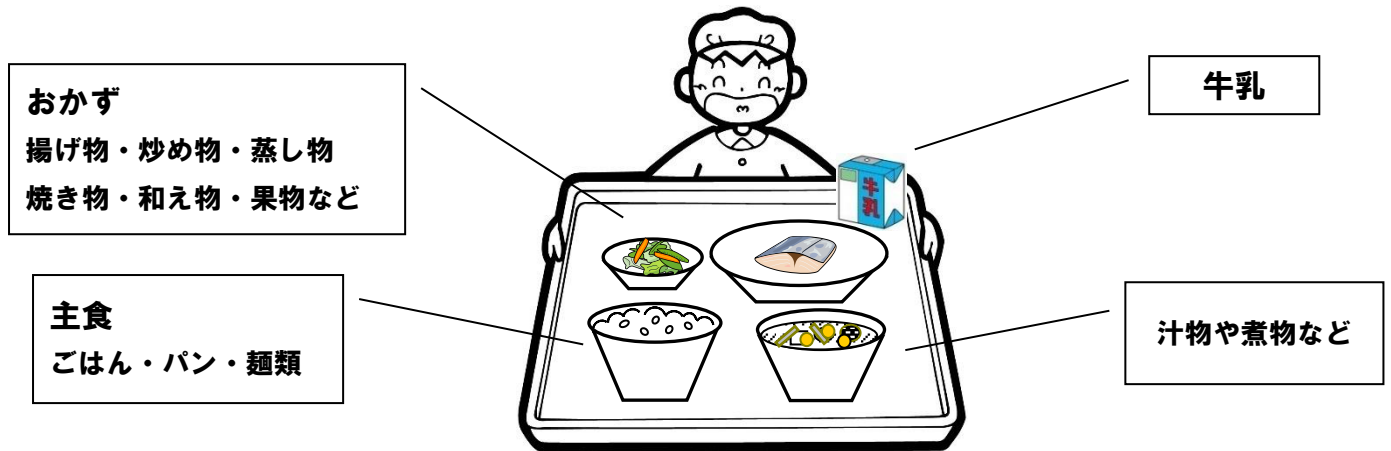


# ◆◆ 学校給食について ◆◆

## 〈学校給食の内容〉

主食・牛乳・おかずの組み合わせで果物やデザートも取り入れています



## 〈楽しい給食時間にするために〉

学校給食は、食べ物や栄養、食事のマナーなどを学ぶ場です。楽しい給食時間を過ごせるように、ご家庭でも次の点を指導してください。

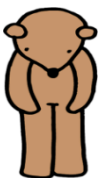
### 1 食事の前に手をきれいに洗いましょう

石けんを使って、ていねいに洗い、ぬれた手はきれいなハンカチでふきましょう。  
毎日清潔なハンカチを持たせてください。



### 2 感謝の気持ちをこめて食事のあいさつをしましょう

食べ物の命や、食べ物を作ってくれた人などに感謝の気持ちをこめて、「いただきます」と「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。



### 3 時間を守りましょう

給食時間は、準備・片付けを入れて45分です。食べる時間は、20分程度となります。  
おしゃべりに夢中になっていると、時間内に食べ終わることができません。食事の時間は、食事に集中できる環境づくりが大切です。時間を決めて食べる練習を、ご家庭でもしておくようにしてください。

### 4 正しい姿勢、正しいおはしの持ち方で食事をしましょう

正しい姿勢で食べることで、消化によいだけでなく楽しい食事につながります。  
おはしも正しく持てるようになると、食事に時間がかからなくなります。  
ご家庭でも練習しておいてください。



### 5 好き嫌いなく何でも食べられるようにしましょう

給食では、成長期である児童の健康を考えて、さまざまな食材を使い、幅広い内容の食事になるよう工夫しています。今のうちからいろいろな食材に食べ慣れておきましょう。

## 〈食物アレルギーの対応について〉

朝霞市では、「朝霞市学校給食における食物アレルギー対応基本方針」に基づきアレルギー疾患を有する児童に対し、以下のアレルギー対応を行っております。

ただし、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必須となります。なお朝霞市では、食物アレルギー対策として、そば・びわ・キウイフルーツ・ピーナッツ・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・生卵は使用していません。

○除去食対応・・・学校での除去が可能であるもの。

除去食可能食品：加工品以外の卵、乳、小麦、えび、いか

### スケジュール

① 対応に必要な書類（下記）を2月28日（金）までに栄養士に提出

・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

※主治医に記入していただく書類です。あらかじめ医療機関での受診が必要となります。

・対応依頼書

・食物アレルギー事前調査票

② 後日、学校と保護者で個別面談（4月入学後、給食が始まる前まで）を実施し、対応等を検討します。

○米飯代替提供事業・・・小麦、乳類の食物アレルギー疾患を有するため、主食であるパン類または麺類を食することができない児童に対し、米飯を提供します。

○献立一品ごと還付事業・・・小麦、卵、乳等の食物アレルギー疾患を有するため学校給食で提供される給食の全部または一部を食べることができない児童に対し、食べなかった分の給食費を還付します。

※米飯代替提供事業、一品還付事業については、それぞれ申請が必要になります。詳細については、学校給食課から配付されている説明資料をご確認ください。

★希望する方は、本日の説明会終了後、書類を栄養士まで取りに来てください。

## 〈給食費について〉

保護者負担の学校給食費は、すべて食材の購入費として使用しています。

給食費の納入金額や支払い方法などの詳細は、学校給食課から配付されている説明資料をご確認ください。